

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十三年一月二十七日

広島県収用委員会

一 起業者

国土交通大臣

二 事業の種類

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県世羅郡世羅町大字川尻字大柳地内から同町大字別迫字三ツ石地内まで、同県三次市甲奴町小童字荒井田地内から同市甲奴町小童字三王地内まで、同市吉舎町海田原字南田地内から同市吉舎町敷地字右谷地内まで、同市吉舎町敷地字番匠地内から同市三良坂町長田字福丸地内まで及び同市向江田町地内から同市四拾貫町地内まで）及びこれに伴う一級河川、県道、町道及び農業用道路付替工事並びにこれに伴う附帯工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		面積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
三次市 吉舎町 矢井字 塩ヶ崎	二四四番	墓地	墓地	四五	四五・四九	四五・四九

四 土地所有者の氏名及び住所

持分四〇分の一 立上満紀

岡山県岡山市南区妹尾三二七六番地一 ステイブルHEISEIZAN二〇二号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十三年一月十一日